
令和8年度 南島原市建設工事説明会

【説明内容】

1. 格付基準及び発注基準について
2. 最低制限価格等について
3. 電子入札について
4. 入札の留意事項について
5. 工事検査について
6. その他

1. 格付基準及び発注基準について

格付基準につきまして、各ランクにおける適正な業者配置数を目指すこととし、令和8年度から建築一式工事について一部見直しを行います。

また、発注基準につきましては、令和8年度の発注予定件数を精査した結果、各等級間に不均衡が生じるため、令和7年度まで、土木Aランクは4,000万円以上としておりましたが、令和8年度から3,500万円以上とし、土木Bランクは1,500万円以上4,000万円未満を1,000万円以上3,500万円未満、土木Cランクは1,500万円未満を1,000万円未満に改正します。あわせて、令和7年度まで、設計金額が1,000万円以上の案件については、制限付一般競争入札として発注しておりましたが、令和8年度から、500万円以上の案件を制限付一般競争入札で実施することといたしました。

なお、参加資格につきましては、昨年度と同様に、土木一式工事及び建築一式工事については、市内本社を基本とします。ただし、市内本社だけでは競争性が保たれないと判断される場合は、市内委任先営業所等も対象としますが、令和8年度から建築一式工事の制限付一般競争入札において、市内委任先営業所等に応札条件を設定することになりました。それ以外の工種につきましては、市外業者も参加することができますが、その場合は公告により参加資格を明記します。

令和7年度の入札状況 (カッコ内は一般競争入札)

- ・土木一式工事 150件 (Aランク15件、Bランク17件、
Cランク5件)
※災害復旧工事97件、水道施設工事7件を含む
- ・建築一式工事 14件 (Aランク3件、Bランク3件)
- ・とび、土工工事 4件 (4件) ※法面処理工事 2件 (2件)
- ・電気工事 15件 (9件)
- ・管工事 6件 (4件)
- ・舗装工事 12件 (12件)
- ・解体工事 7件 (4件)
- ・その他 10件 (2件) ※塗装 (区画線)、電気通信、
機械器具

《格付基準》 改正あり

「南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱」の「等級別格付基準」に基づき、決定しています。

【改正前】 ■令和 8 年 3 月 30 日まで

工事の 種 類	格付区分		年間平均完成工事高	技術者
	等級	総合数値(※)		
土木 一式工事	A	800 点以上	150,000 千円以上	2 名以上(1 級)
	B	650~799 点	50,000 千円以上	—
	C	649 点以下	—	—
建築 一式工事	A	750 点以上	50,000 千円以上	2 名以上(1 級)
	B	550~749 点	25,000 千円以上	—
	C	549 点以下	—	—

【改正後】 ■令和 8 年 3 月 31 日から

工事の 種 類	格付区分		年間平均完成工事高	技術者
	等級	総合数値(※)		
土木 一式工事	A	800 点以上	150,000 千円以上	2 名以上(1 級)
	B	650~799 点	50,000 千円以上	—
	C	649 点以下	—	—
建築 一式工事	A	700 点以上	50,000 千円以上	2 名以上(1 級)
	B	500~699 点	20,000 千円以上	—
	C	499 点以下	—	—

※総合数値については、「客観的審査事項」と「主観的審査事項」の審査点数の合計点数。基準日は3月31日とする。

【客観的審査事項】

建設業法第 27 条の 23 第 3 項に基づく経営事項審査結果の「総合評定値(P)」の通知日が、前々年 7 月 1 日から前年 6 月 30 日までのものとする。
(令和 8 年度は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までのもの。)

※上記、基準日の経営事項審査とその後に新しく通知を受けられた経営事項審査で工種に変更があった場合において、工種の「追加」はできませんが、工種の「取下げ」の変更届を提出していただく必要がありますので、その内容確認を行うために新しい総合評定値「経審」の通知を受けたときは、必ず写しを提出してください。

「経審」の有効期限は、審査基準日から 1 年 7 カ月となっていますので、提出がない場合、有効期限切れとなり、入札に参加できません。

【経営規模等評価結果通知書：総合評定値通知書（サンプル抜粋）】

〇〇建設(株)
 〇〇 〇〇 殿

長崎県知事 許可 42-XXXXXX 号
審査基準日 令和6年7月1日～令和7年6月30日

評価区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		5年度完成工事高及び技術員数					評価	自己資本額及び利益額			
			5年平均 (OK)	5年平均 (OK)	5年平均	一級 (満員)	二級 (満員)	その他	自己資本額		利益額	評価		
	コンクリート造コンクリート構造物	552	27,414	297	27,200	0	0	0	0	0	0	115,445	-17,485	723
	建築一式	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	大工	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	とび・土工・コンクリート	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	特殊	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	電気	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	配管	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	パイプ・れんが・ブロック	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	特殊	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	鉄鋼構造	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	特殊	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	特殊	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547
	特殊	552	0	397	0	0	0	0	0	0	475			547

【主観的審査事項】

主観的審査事項の審査は、次により行うものとしています。ただし、(3) 防災協定締結及び(4) 消防団員数については、南島原市内に主たる営業所又は委任を受けた営業所を設けて営業している建設業者のみに適用しています。

(1) 工事成績 (最高60点)

基準日の前々年1月1日から前年12月31日までの2年間に完成した市発注工事において、市が評定した工事成績を基に、各建設業者の工種別平均点を算出し、次の表の成績区分のとおり付与点として加える。

成績区分	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上	実績なし
付与点	-60点	-30点	0点	20点	40点	60点	0点

※ 令和8年度へ付与する工事の対象期間は、令和6年1月1日から令和7年12月31日までに検査が完了した工事とする。

(2) 信用度

基準日の前年1月1日から前年12月31日までに、不誠実な行為等により指名停止を受けた場合は、100点を限度として審査点数から減じる。

(3) 防災協定締結 (10点)

基準日の属する年の3月1日までに、本市と災害等の発生時における支援活動について定めた協定を締結している団体に加盟し、支援活動に一定の役割を担う業者について10点を付与点として加える。

(4) 消防団員数 (最高20点)

基準日の属する年の3月1日までに、代表者又は常勤従業員が南島原

市消防団に所属している業者に次の表の人数区分のとおり付与点として加える。

人数区分	付与点
1 人	10 点
2 人	15 点
3 人以上	20 点

《発注基準》 **改正あり**

令和 8 年度の「土木一式工事」の各等級における発注予定件数及び発注金額において、各等級間に不均衡が生じるため改正します。

【改正前】 ■令和 8 年 3 月 31 日まで

工事の種類	等級	請負工事標準額
土木一式工事	A	4,000 万円以上
	B	1,500 万円以上 4,000 万円未満
	C	1,500 万円未満
建築一式工事	A	2,500 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	C	1,000 万円未満

【改正後】 ■令和 8 年 4 月 1 日から

工事の種類	等級	請負工事標準額
土木一式工事	A	3,500 万円以上
	B	1,000 万円以上 3,500 万円未満
	C	1,000 万円未満
建築一式工事	A	2,500 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	C	1,000 万円未満

《制限付一般競争入札の対象工事の拡大》

【改正前】 ■令和 8 年 3 月 31 日まで
設計金額が 1,000 万円以上の案件
※災害復旧工事を除く。

【改正後】 ■令和 8 年 4 月 1 日から
設計金額が 500 万円以上の案件
※災害復旧工事を除く。

《制限付一般競争入札の応札条件の見直し》

南島原市内に主たる営業所（本社）を有する者以外の事業所が制限付一般競争入札で発注する建設工事において応札する場合は、以下の①から③の要件をすべて満たすこと

対象工種：建築

- ①当該年度に公告する入札において、工事を落札していない者。
- ②当該年度に公告する入札において、2 件の入札をしていない者。
- ③同日に開札を行う入札に、1 件の入札をする者。

2. 最低制限価格等について

建設工事の受注者の健全な育成と工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、令和 8 年度は最低制限価格の事前ランダム化の廃止と最低制限価格の決定方法の見直しを行います。

（1）事前ランダム化の廃止

事前ランダム化及び係数（1.000～1.001）を乗じた最低制限基本価格を廃止する。

※履行確実性評価方式における履行確実性評価基本価格も同様に廃止する。

【改正前】 ■令和 8 年 3 月 31 日まで

工 事 区 分	最 低 制 限 設 計 価 格 (履行確実性評価設計価格)
全ての建設工事	設計金額の 9 2 %

ランダム係数の範囲

事前	ランダム係数(最低制限基本価格)	1.000～1.001(+0.1%)
公開	ランダム係数(最低制限価格)	1.000～1.010(+1.0%)

【改正後】 ■令和8年4月1日から

工 事 区 分	最低制限設計価格 (履行確実性評価設計価格)
全ての建設工事	設計金額の92%

ランダム係数の範囲

公開	ランダム係数(最低制限価格)	1.000～1.010(+1.0%)
----	----------------	--------------------

(2) 最低制限価格の決定方法の見直し

設計金額に92%を乗じて得た金額である最低制限設計価格にランダム係数を乗じて算定した額を最低制限候補価格とする。

- (ア) 最低制限設計価格にランダム係数 (a) (ランダム係数 1.0) を乗じたものを最低制限候補価格 (a) とする。
- (イ) 最低制限設計価格にランダム係数 (b) (通常ランダム係数) を乗じたものを最低制限候補価格 (b) とする。
- (ウ) 最低制限価格は、最低制限候補価格 (b) とする。

ただし、予定価格以下、最低制限候補価格 (b) 以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格 (b) 未満、最低制限候補価格 (a) 以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格 (a) を最低制限価格とする。

ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数 (a)	ランダム係数 (b)
ランダム化により決定する価格	最低制限候補価格 (a)	最低制限候補価格 (b)
係数の範囲	当分の間、1.0	$1.000 \leq (b) \leq 1.01$

※建設コンサルタント等の業務委託についても同様の取扱いとする。

3. 電子入札について

(1) 電子入札システムの状況

公正な入札、競争性の確保及び受注機会の拡大などを目的とし、平成 29 年度から本格的に運用を開始いたしました。業者各位のご協力により、おおむね順調に実施されております。本年度も昨年度同様、一般競争入札において実施いたします。

(2) 電子入札制度について

電子入札を行うための要綱については、「南島原市電子入札実施要綱」をもとに行っています。また、電子入札導入に伴う要綱・要領等につきましてもホームページでご案内いたしておりますので、ご確認ください。

(3) 電子入札のシステムについて

全国で一般的に利用されている、「電子入札コアシステム」により実施しています。また、本市におけるコアシステムへ連携するための基幹システムは富士通（株）社製のものです。

【システム等に関するお問い合わせ】 （平日）9:00～18:00

電子調達コールセンター ☎0570-011-311

(4) 電子入札の対象について

「一般競争入札」を対象とします。

《令和 8 年度の予定》

一般競争入札で行う工事、建設コンサルタント等業務

※、工事全般の設計図書等資料については、「南島原市入札情報システム（PPI）」により配布（ダウンロードによる取得）いたします。（これまでと同様に、管財契約課窓口において、CD書き込みによる取得もできます。）

[入札情報システムについて] 利用時間（平日）6:00～23:00

建設工事の発注見通し、入札予定及び結果などについて、「入札情報システム」からご覧いただけます。設計図書及び工事費内訳書等は、こちらからダウンロードしてください。

ただし、図面数などが多く資料データが大容量の場合は、管財契約課での

直接配布となりますので、その際は書き込み可能なCDを持参してください。

(注) USBメモリ等のフラッシュメモリは不可とします。

※入札情報システムにおいて、建設コンサルタント等業務の案件も掲載していきますので、案件の間違い等にご注意ください。

《南島原市ホームページ掲載場所》

市政 > 事業者向け > 入札・契約情報 > 入札情報 > 入札情報システム

入札情報システム

最終更新日：2017年4月3日 | 総務部 管財契約課 TEL：0957-73-6626 FAX：0957-82-3086 E：kanzaikeiyaku@city.minamishimabara.lg.jp

平成29年度から建設工事にかかる以下の内容を入札情報システムを活用して、お知らせします。

- ・発注見通し
- ・入札予定
- ・入札結果
- ・入札参加資格者名簿
- ・設計図書等閲覧

※次の「入札情報システム入口」を開いてご確認ください。

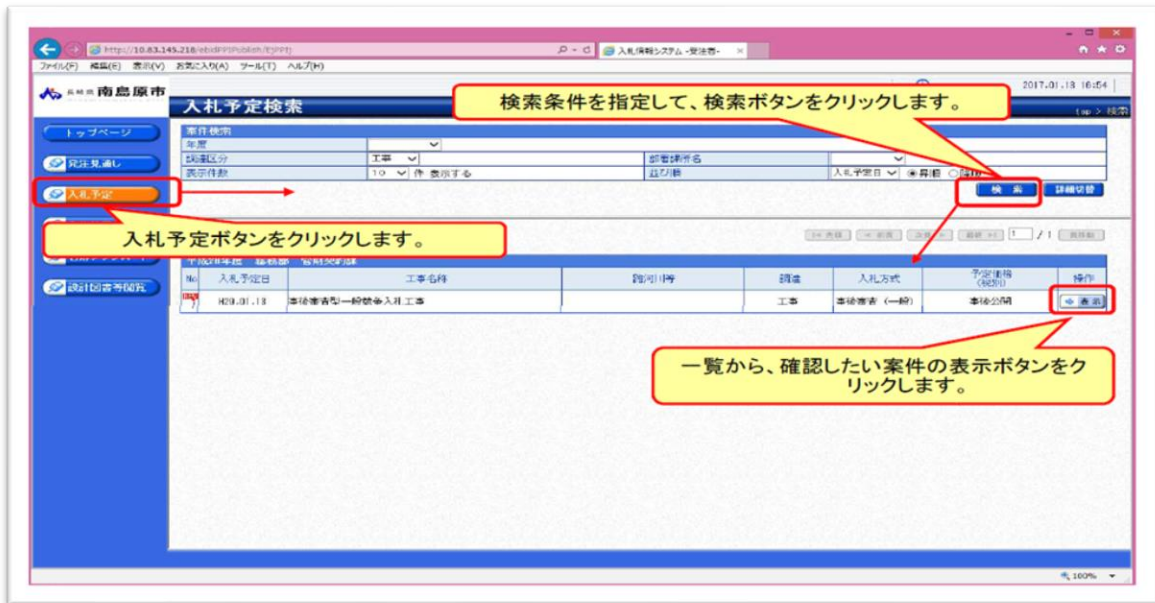
[「入札情報システム入口」\(外部リンク\)](#)

利用可能時間 午前6時から午後11時まで（土曜、日曜、祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
（注意）本市の入札情報システムは、Internet Explorer以外のブラウザには対応しておりませんので、ご注意ください。

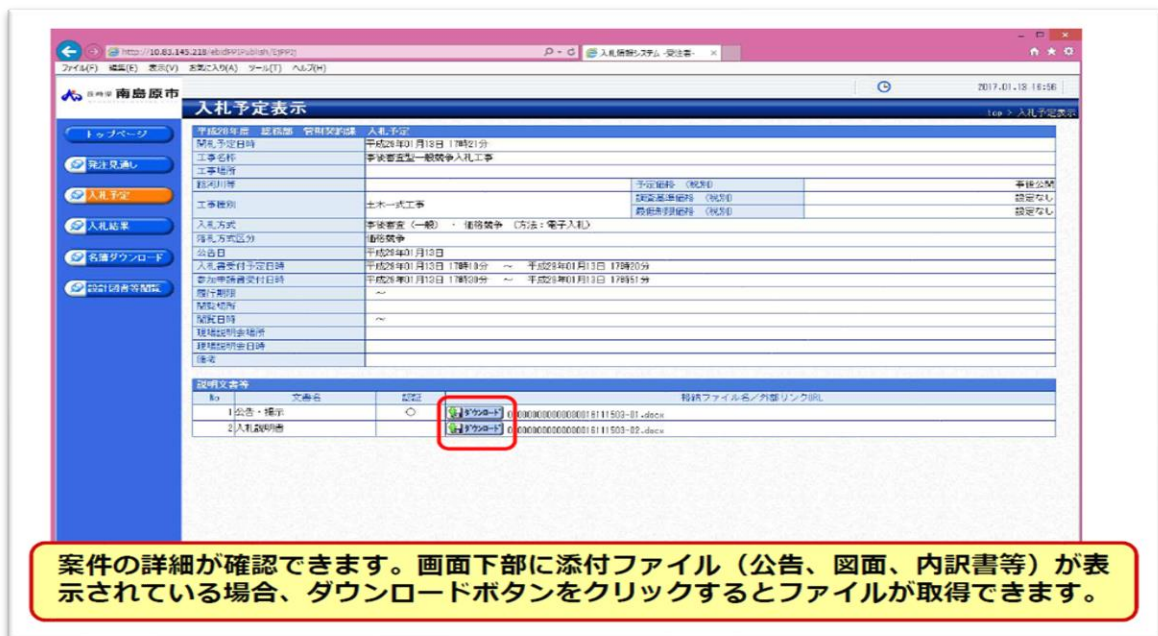
(1)

The screenshot shows the homepage of Minamishimabara City. On the left side, there is a vertical blue navigation menu with several items: 'トップページ', '発注見通し', '入札予定', '入札結果', '名簿ダウンロード', and '設計図書等閲覧'. A red bracket highlights the '発注見通し', '入札予定', and '入札結果' items. A white box with a hand icon and the text 'こちらからメニューを選択' (Select menu from here) points to the '入札予定' item. Below the menu, the text '入札情報システム' (Bidding Information System) is displayed in large blue characters.

(2) 「入札予定」を選択



(3) 下記からダウンロード可能です



4. 入札の留意事項について

【電子入札の場合】

(1) 入札への参加について

一般競争入札

- ① 入札情報システムにおいて公告（公告日：火曜日又は金曜日）
- ② 公告及び設計図書等をダウンロードして内容を確認。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、入札書受付期間中に電子入札システムにより入札してください。
※通常の場合、入札期間は3日間を設定しています。

(注1) 入札金額及びくじ番号を入力し、入札書提出内容確認画面で入力内容を十分に確認した上で入札してください。

(注2) 入札書受付締切日時までに入札書が電子入札システムサーバーに記録されるよう、余裕をもって行ってください。

(注3) 入札書が正常に送信されたことを「入札書受信確認通知」で確認してください。

(注4) 入札書提出（送信）後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

※電子入札案件において、やむを得ない場合には「紙による入札」を行うこともできます。その場合は、公告及び入札執行通知書に示す入札書受付締切日の前日の正午までに、「紙入札移行承認申請書」（ホームページに掲載しています。）を管財契約課へ持参のうえ提出してください。

(2) 入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、必ず書面により質問してください。（電話による質問には回答できません）

- ① 工事担当課へFAX又は持参（FAXの場合、提出先に着信を確認し、質問書原本を郵送又は持参により提出）
- ② 質問回答については、入札情報システムに追加掲載して回答します。各社への質問回答のお知らせ通知はありませんので、質問の回答期限後には、必ず入札情報システムにより確認してください。
（質問がなかった場合は何も追加掲載しません）

③ 再質問及び再質問の回答についても、①及び②の取扱いとなります。

※入札後、入札公告及び設計図書等についての不明を理由としての異議は申し立てることができませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

(3) 工事費内訳書について

- ① 入札書入力の際に添付して提出してください。この時、他の工事の内訳書を添付間違いしないようにご注意ください。無効となります。
- ② 添付する内訳書のファイル形式は、エクセルファイルかPDFファイルとしてください。また、送信できる容量が3メガバイト以内となっていますのでご注意ください。

(4) 予定価格、最低制限価格、開札状況について

予定価格及び最低制限価格の決定方法については、これまでと変更ありません。

- ① 開札後、「保留通知書」に予定価格等を記載し通知します。(不落除く)
- ② 疑義申立て期限終了後、(6)に記載の事後審査通知書の発行後に、開札状況とともに入札情報システムにより公開します。(不落を除く)

(5) 不落・不調の場合について

「取止め通知書」により通知します。

(6) 落札候補者等決定通知について

一般競争入札

- ① 落札候補者の決定については、疑義申立て期限後、電子入札システムにより通知します。
 - ・「事後審査通知書」 → 全応札者
 - ・「参加申請書提出依頼通知書」 → 落札候補者のみ
- ② 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を期限内に管財契約課窓口まで持参のうえ提出してください。システム上、添付して送信可能な機能がありますが、契約図書の受け渡し及び契約打合せの必要があるため、必ず持参のうえ提出してください。

また、落札候補者が期限内に申請書を提出しなかった等の理由により、落札候補者が次順位に移行した場合は、再度、事後審査通知書と参加資格申請書提出依頼通知書が発行されます。これは、落札者が決定するまで繰り返し行われます。
- ③ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、電子入札システムにより通知します。
 - ・「落札者決定通知書」 → 全応札者
- ④ 通知書発行後、入札情報システムにより開札結果を公表します。

(7) 電子入札開札時の立会いについて

入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、「電子入札開札立会申込書」を、入札書受付締切日時までに管財契約課に提出してください。

〔電子入札の際はご注意ください！〕

1. 公告内容を最終確認（入札参加要件、質問回答、入札期間など）
2. 添付する工事費内訳書の確認（他の工事のものではないですか？）
※ファイルをダウンロードする際、工事名の一部をファイル名にするなどして、誤添付を防止してください。
3. 入札金額（入力金額）と工事費内訳書の合計金額は同じですか？
4. ICカードの更新期間中等は早めに「紙入札移行承認申請書」を提出

【紙入札の場合】（入札参加者が一堂に会しての従来入札）

(1) 入札への参加について

一般競争入札

- ① ホームページにおいて公告（公告日：火曜日又は金曜日）
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、「競争参加資格確認届出書」を提出（管財契約課窓口へ持参）。
- ④ 公告掲載の日時・場所に参集し、入札してください。

指名競争入札

- ① 入札執行通知書を郵送します。
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。
※これまでと同様、CDと入札執行通知書持参のうえ管財契約課で取得することもできます。
- ③ 入札執行通知書記載の日時・場所に参集して入札してください。

(2) 入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、必ず書面により質問してください。（電話による質問には回答できません）

- ① 工事担当課へFAX又は持参（FAXの場合、提出先に着信を確認し、質問書原本を郵送又は持参により提出）
- ② 工事担当課から全入札参加者にFAXで回答

- ③ 回答FAXの受領確認のため、返信してください。
- ④ 再質問及び再質問の回答についても、①、②、③の取扱いとなります。
※入札後、入札公告及び契約図書等資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

(3) 工事費内訳書について

- ① 入札書に添付することとし、入札用封筒に同封して提出してください。
- ② 原則として、記名は代表者としませんが、代理人入札の場合は代理人の記名でも可とします。

(4) 辞退届について（指名競争入札の場合）

必ず、前日までに管財契約課に到着するように提出してください。
辞退理由は必ず記載してください。

(5) 予定価格・最低制限価格について

開札後、入札会場で予定価格、最低制限価格を公表します。
(不落・不調の場合を除く)

(6) 落札候補者等決定通知について

一般競争入札

- ① 入札会場において、第1～第3順位までの落札候補者を公表して落札を保留。
- ② 疑義申立て期限後に、落札候補者を決定し通知する。
- ③ 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を期限内に管財契約課窓口まで持参のうえ提出してください。
落札候補者が次順位に移行した場合は、対象者に通知します。
- ④ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、落札者決定通知書を全応札者に郵送します。

指名競争入札

- ① 入札会場において、落札候補者を決定し、落札を保留。
- ② 落札者の決定については、疑義申立てがない場合、疑義申立て期限日の翌日（土日、祝日等休日を除く）午前中までに疑義申立て提出による保留延長の連絡がなければ、落札決定となります。

【共通事項】

(1) 入札書及び工事費内訳書について

- ① 入札者の「商号又は名称（会社名等）」を記載してください。
- ② 入札説明書に示した様式を使用してください。
 - ・ 自社独自の様式は使用しないでください。添付の必要もありません。
- ③ 入札金額と工事費内訳書の工事価格の欄は同じ額を記載してください。
 - ・ 異なっている場合は、無効となりますのでご注意ください。
- ④ 工事費内訳書への押印の必要はありません。
 - ・ 紙入札で実施する入札書については、押印が必要です。

(2) くじによる落札者等の決定について

落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者又は落札候補者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、電子入札においては、電子くじにより落札候補者を決定します。

(3) 契約の締結について

落札者は、落札通知を受けた日を含め7日以内に契約書及び必要書類を管財契約課へ提出してください。期限を過ぎての契約書の提出は、原則受け付けられませんので、十分注意してください。

また、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額の100分の5に相当する額を損害金として市に納付しなければなりません。

(4) 類似工事適用に係る工事の落札決定について

一般競争入札（事後審査型）における注意点として、一度、落札候補者として決定され、競争参加資格審査申請書を提出した後に、開札順位の早い類似工事の状況によって、落札候補者の変更の可能性があります。その場合、既に提出されている申請書の審査は行いません。

また、開札順位の早い工事から落札決定の保留を解除しますので、開札順位が早い工事で疑義申立てが提出された場合、同じ類似工事の他の工事でも保留が継続する場合があります。

(例えば)

類似工事適用

① ●●道路改良工事

1. A建設(株)
2. B建設(株)
3. C建設(株)

② ■■道路改良工事

1. A建設(株)
2. B建設(株)
3. C建設(株)

この場合、A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で落札候補者となるため、②の工事では不適格となり次順位のB建設(株)が落札候補者となります。しかし、①の工事が設計違算等により入札が無効となった場合、②の工事での落札候補者は、A建設(株)となります。

また、①の工事でA建設(株)が競争参加資格審査申請書を提出しなかった場合、①の工事の落札候補者が次順位のB建設(株)となり、既にB建設(株)が②の工事の競争参加資格審査申請書を提出していても、審査は行いません。さらに、②の工事の落札候補者も次順位のC建設(株)に変更となります。

A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で、一度、落札候補者となっているため、②の工事においては、落札者とはなり得ません。

※「工事分類表」により、類似工事を適用する場合があります。

(工事分類表)

工 類	工 種
土木系 (10工種)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、水道施設工事、解体
建築系 (19工種)	建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事 電気通信工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

5. 工事検査について

【週休2日工事試行要領の改正について】

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっています。また、令和6年4月より建設業においても労働基準法の時間外労働上限規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要があります。そこで、本市においても本市が発注する建設工事において、週休2日工事（受注者希望型）を試行しているところです。

これまで、令和6年11月8日付け6南管財第298号の週休2日工事試行要領により運用しておりましたが、国及び長崎県の基準改定等に伴い、本市の試行要領を下記のとおり改正しました。詳しくは、この後にホームページに掲載しますのでご確認ください。

【主な改正内容】

- ・週休2日の経費補正対象を完全週休2日（土日）または月単位の週休2日以上に改正
（通期の週休2日補正を廃止、ただし、森林土木事業は除く）
- ・週休2日の補正係数を改正

※完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。ただし、悪天候の影響等により、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定する。土日に代わる現場閉所日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所等を行うものとする。

【適用】

- ・令和8年4月1日以降に起工する建設工事

○週休2日工事の注意点について

- ・対象工事は、特記仕様書と設計図書及び参考資料の表紙に明記します。
- ・受注者は、施工計画書の提出前までに、「週休2日の実施の有無」と実施する場合は、「週休2日の実施パターン」を工事打合せ簿により監督職員と協議してください。
- ・対象期間は、工期の始期日から工期末ではありません。対象期間は、工事看板や現場事務所等の設置などの準備工事に着手した日から、工事完成通知書の提出日までとなります。

6. その他

(1) 入札参加資格審査申請要領の注意点について

① 社会保険等の加入について

経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、「無」に該当しない者であること。（「適用除外（※）」は除く。）

下請負人に対する社会保険等未加入対策について

・公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約相手方とすることが重要であるため、下請負人等も含めた取り組みを推進します。

② 年度途中の格付けの変更について

申請時に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により3月31日に行ない、年度途中の格付けの変更はいたしません。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事A等級については、技術者の欄の要件を満たさなくなった場合は、B等級に降格します。また、B等級（降格した者を含む）については、年度途中の昇格はしません。

③ 年度途中の入札参加資格審査申請内容の変更について

- ・本申請書類等の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出してください。
- ・年度途中の業種（工種）の追加はできません。

④ 経営事項審査について

- ・新しい経営事項審査の通知を受けた時は、必ず写しを提出して下さい。
- ・新たな経営事項審査で、希望登録済みの工種の審査を受けなかった場合は、希望工種の取り下げの変更届を行って下さい。

(2) 令和9年度 入札参加資格審査申請について

令和9年度の入札参加資格申請の申請（提出）期間を次の通りです。

令和8年12月1日（火）から令和9年1月29日（金）

令和8年度受付分から申請の開始日が1か月早くなっておりますので、書類の事前準備をよろしくお願ひします。

(3) 入札会場での注意点について

- ・委任状や入札書等に記入・押印漏れがないか再度確認してください。
- ・入札執行中は常に静粛にし、私語は慎んでください。
- ・携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてください。

(4) 契約書について

- ・契約書様式は、必ずホームページからダウンロードして最新のものを使用してください。(現在の様式は令和7年4月1日以降の契約に使用するもの)
- ・「工事名」や「工事場所」について誤記載がないよう、ご注意ください。
- ・印紙は契約額の総額ではなく、消費税を除いた金額に相応する額です。

※前金払：請負額が200万円以上の場合は、請負額の10分の4以内の前払金が請求できます。

※中間前金払：請負額が200万円以上の場合は、請負額の10分の2以内の中間前払金が請求できます。

検査は不要で、書類審査のみで請求が可能。

支払条件

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ・工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。

認定請求に必要な書類

認定請求書、工事履行報告書、工程表（実施工程記入）

中間前金払に必要な書類

中間前金払請求書、中間前払金に関する保証証書（原本）

※部分払：請負額が1,500万円以上の場合は、中間前金払か部分払が選択できます。(契約時に、どちらを選ぶか報告)

出来高部分の検査に合格した既済部分に対する代価の10分の9に相当する額を超えない範囲において支払うもの。

(5) 現場代理人等の配置について

現場代理人については、施工上必要とされる労務管理、安全管理などを行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。一定の条件を満たす場合には兼務可能としています。

主任または監理技術者については、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,500 万円以上、建築一式工事については 9,000 万円以上）の場合、原則専任でなければなりません。一定の条件に該当する場合は兼務可能としておりますので、「技術者等の兼務表」により判断し、適切に配置してください。

ただし、兼務表については、元請け・下請けに関わらず該当しますので、建設業法に違反することがないように、注意して配置してください。

技術者等の兼務表

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所技術者、経營業務の管理責任者の兼務について

○兼務可 △兼務可条件付き ×兼務不可

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所技術者・経營業務の管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所技術者・経營業務の管理責任者	
同一工事	現場代理人		○	△注3		○	×	
	主任・監理技術者	○		△注4	○		×	
	営業所技術者・経營業務の管理責任者	△注3	△注4		×	×		
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	△注5	△注6	△注3	×	△注7	×
		主任・監理技術者	△注6	○	△注4	×	△注7	×
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	×	×	×	×	×	×
		主任・監理技術者	△注7	△注7	×	×	△注7	×

注1: 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負契約が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事

注2: 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負契約が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事

注3: 営業所技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること、かつ請負契約1千万円未満の場合で他に配置する者がいない場合には兼務可能。

注4: 営業所技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること。

注5: 5百万円未満の工事のみ場合は兼務可能、10km程度以内で請負金額が4,500万円未満(建築の場合9,000万円未満)の工事は、2件(災害復旧工事を含む場合は3件)まで兼務可能。※申請必要

注6: 請負金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)の工事は、2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。

注7: 密接な関係があり10km程度以内の下請け金額が5,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、原則2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。※申請必要

◎ その他

1. 密接な関係のある工事(施工に当たり相互に調整を要する工事)

例1 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの

例2 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

2. 工作物に一体性があり一方が随意契約の場合は合わせて1件と考えて兼務可能。
3. 要件を満たしている場合でも、工事の内容、請負者の施工状況により兼務を承諾しない場合や取り消す場合がある。
4. 下請工事、民間工事との兼務についても同様に取り扱うこと

(6) 一般建設業と特定建設業について

建設業の許可は、下請け契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分されます。特定建設業の許可に要する下請け金額の下限は次のとおりです。

- ・ 特定建設業の許可を要する下請代金額の下限
 - 建築工事業以外 5,000 万円
 - 建築工事業 8,000 万円

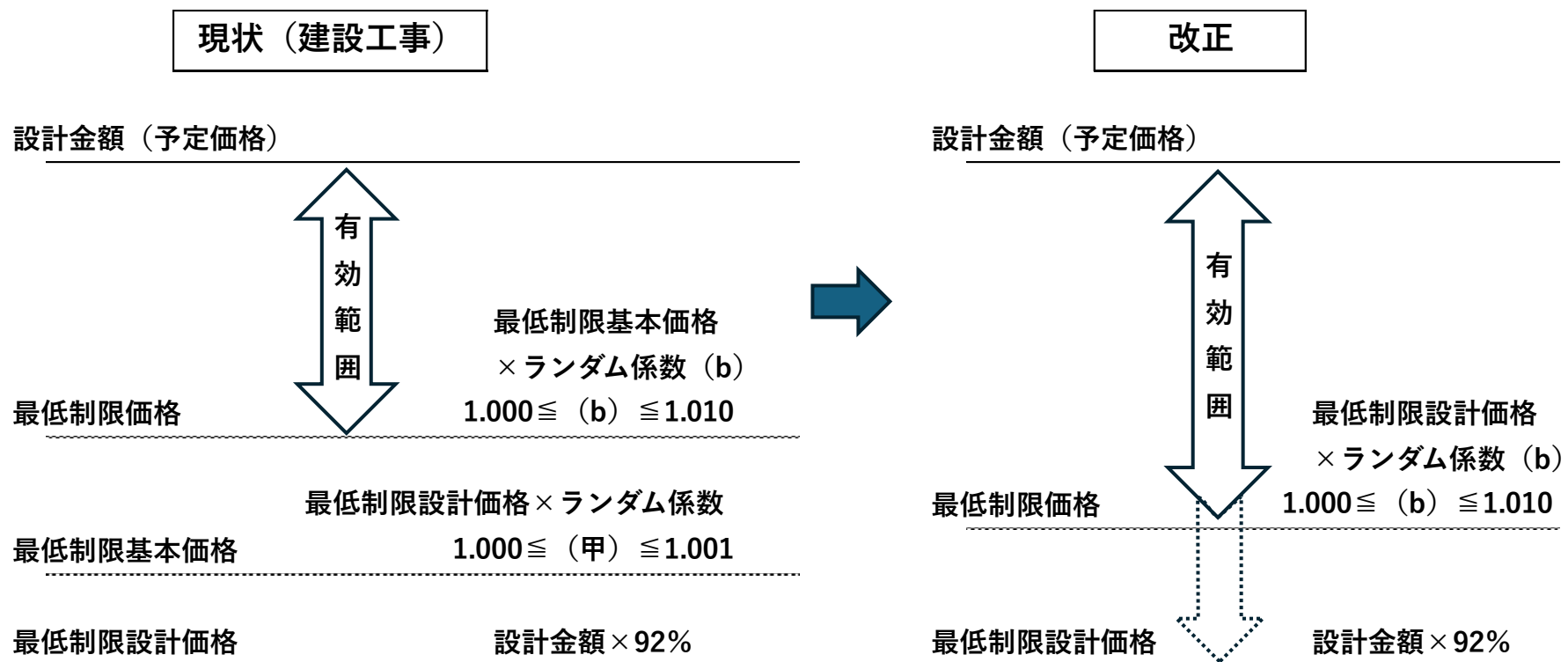
(7) 予定価格の積算内訳の事後公表について

建設工事の予定価格の積算内訳につきましては、積算の透明性の一層の向上を図る観点から閲覧により公表します。

- ・ 事後公表の対象工事
 - 競争入札を行うもののうち、設計金額が 200 万円を超える建設工事
- ・ 事後公表する内容
 - ア 土木工事及びこれに類する工事では、工事区分、費目、各工種、種別及びこれらに準じるものの名称、単位、数量及び金額を記載する。
 - イ 建築営繕工事及びこれに類する工事では、工事内訳書に記載する種目、科目、中科目及びこれらに準じるものの名称、単位、数量及び金額を記載する。
 - ウ 間接工事費に係る積み上げ工事費については、名称、単位、数量及び金額を記載する。
- ・ 事後公表する時期
 - 契約締結後速やかに閲覧
- ・ 閲覧の期間
 - 入札公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度
- ・ 閲覧の場所
 - 南島原市総務部管財契約課の閲覧場所

①事前ランダム化の廃止

事前ランダム化及び係数を乗じた最低制限基本価格を廃止する。



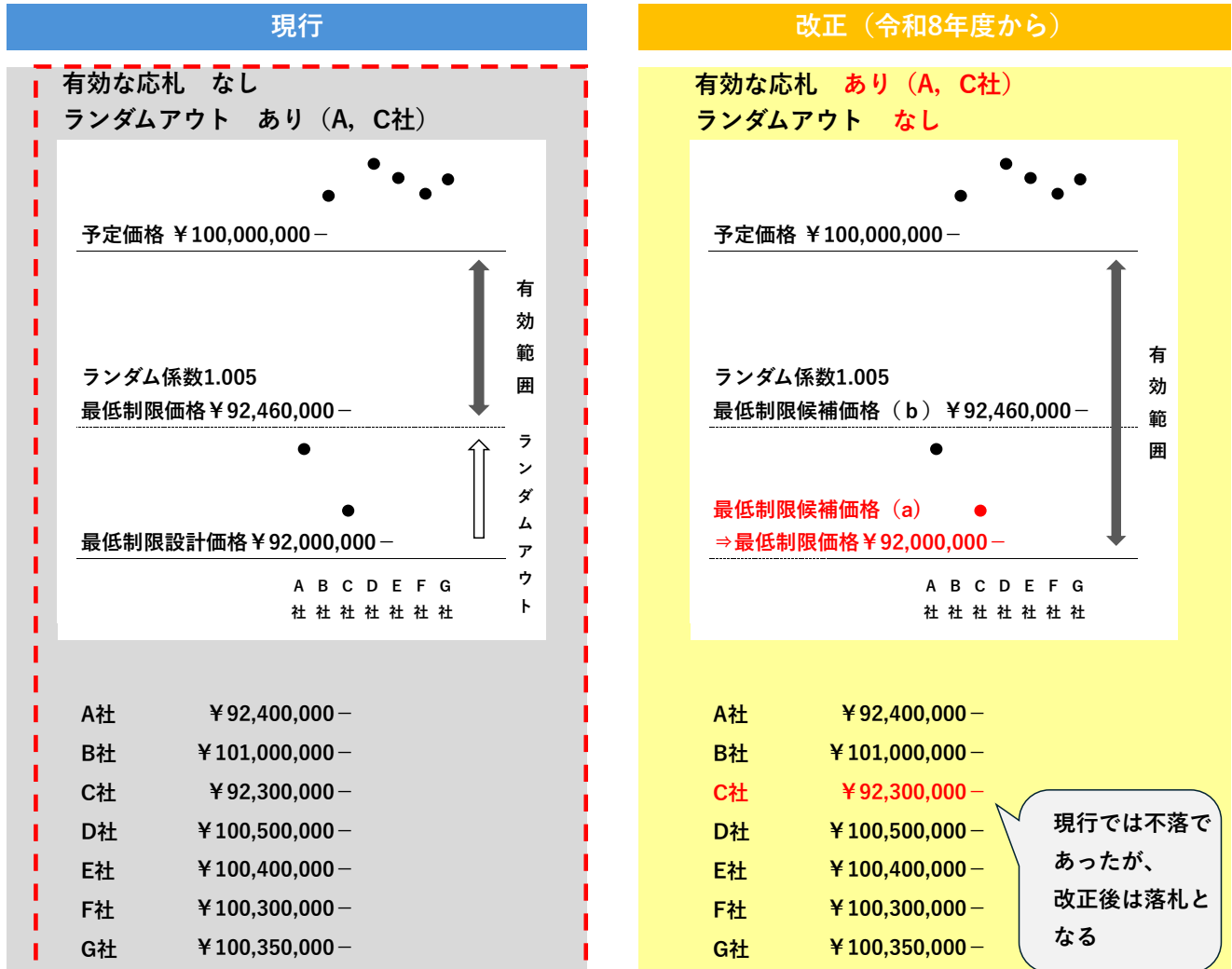
※有効範囲の点線部は、②の見直しによるもの

最低制限価格の決定方法の改正内容

予定価格以下、最低制限候補価格(b)以上の範囲に入札者が存在しない場合



最低制限候補価格(b)未満、最低制限候補価格(a)以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格(a)を最低制限価格とする。



不落 ➔ 落札決定 (C社)

ランダム係数 (a)を採用する

- ※最低制限候補価格 (b) = 最低制限設計価格 × ランダム係数 (b)
- 最低制限候補価格 (a) = 最低制限設計価格 × ランダム係数 (a)
- ランダム係数 (b) : $1.000 \leq (b) \leq 1.010$
- ランダム係数 (a) : 当分の間 1.00で固定